

IDEC GROUP Code of Conduct

Ver 5

Code of Conduct 第5版の発行 にあたって

IDECグループの前身である和泉商会の創業から、2025年11月で80周年を迎えました。

創業当時と比べ、事業環境は大きく変化しています。現在、IDECグループの海外売上比率は全体の約7割を占めており、今後もこの比率はさらに高まっていく見通しです。こうした変化の中で、私たちは「グローバル化」を事業戦略の中心に据え、さまざまな構造改革を進めてきました。

真のグローバル企業となるためには、地域ごとの個別最適にとどまらず、広い視野をもって「グローバル視点・連結ベースでの全体最適化」を図ることが不可欠です。この「グローバル思考」への転換こそが、今後のIDECグループの事業拡大と発展にとって極めて重要です。そのためには、経営体制の変革だけでなく、社員一人ひとりの考え方や仕事の進め方も変えていく必要があります。しかしそういった状況の中でも、まだまだ従来通りの発想で物事が進められていることが多々あり、考え方が変わっていないことに大変危機感を感じています。

私たちは、絶えず変化する社会に対応しながら、企業も個人も進化を続けなければ、生き残ることはできません。今後とも、外部環境に左右されない高い収益性を持続的に確保するためには、過去の延長線上ではなく、根本的な構造改革に取り組む必要があります。個々の生産性を最大限に高め、役割の在り方や適材適所の人材配置で発想を刷新し、変化に強い企業体質を築いていきます。

IDECグループの行動基準は、ステークホルダーの皆さんから信頼される企業となるための行動指針として2001年に制定し、時代に合わせて改定を行ってきました。そしてこの度、複雑化・多様化する社会への要請に応え、グローバルベースでグループシナジーを最大限に発揮し、今後のIDECグループの持続可能な成長を支えるために、Code of Conduct第5版を新たに定めます。

「新生IDEC」の実現に向けて、社員一人ひとりが誠実な行動をとり、企業としての社会的責任を果たしながらグローバルな発展を続けることで、100年を超える企業グループを目指していきます。是非Code of Conductの内容を理解し、この理念と指針に基づいた行動を実践していきましょう。

2026年1月1日

代表取締役会長兼社長

船木俊之



「新生IDEC」 に向けての 行動基準

『The IDEC Way』で定める5つのCore Values と、Core Valuesを基に具体的に意識するべき考え方・行動として定めたOur Principles は、変わることのない基本的な方針ですが、私たちは、それらを実践することに加え、今、そしてこれから、100年を超える企業グループへと成長し「新生IDEC」を実現するために、変革のためのキーコンセプトを定め行動します。

グローバル視点

私たちは、特定の地域や一つの物事だけの最適化ではなく、グローバルベースで全体最適化を図るため、全ての場面において視野を最大限に広げグローバルな視点で思考します。

顧客中心志向

私たちは、お客さまがどうすれば成功できるのか、お客さまが望むものは何か、そして、望むものの先に何があるかを常に想像し、想像を超える価値を提供し続けます。

過去にとらわれない

私たちは、これまで培ってきた信頼や強みは活かしつつ、過去にとらわれずに、今、そしてこれから何が必要かを見据え続けます。

生産性の向上

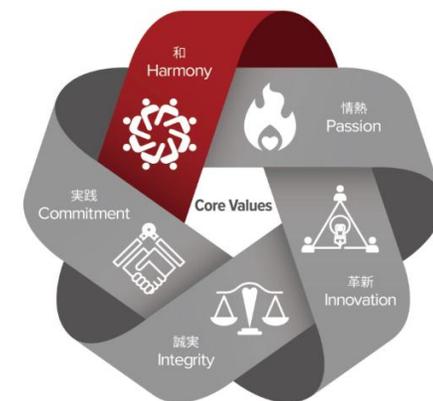
私たちは、あらゆる領域で効率化を進め、人の力を最大限に引き出し、一人ひとりの生産性を高めます。

One IDECの実現

私たちは、体制、運営、意識を変革し、グループ全体で力を合わせてシナジーを最大化する「One IDEC」を実現します。

心身の健康を高める

私たちは、心身の健康を支え、高めることで、企業としての安全・安心を強化し、その先にイノベーションを生み出します。自己の成長に取り組みながら人や家族を大切に、尊重し合う関係を大切にします。



「新生IDEC」 としてIDECは 生まれ変わる

マーケティング/ビジネスユニット

各地域の特性を活かした戦略を通じて、グループ全体でカスタマーセントリックなビジネスモデルへの変革をリードし、「HMI・安全・安心」を中核に、顧客課題を解決する製品・ソリューションの展開を加速する。

開発

主要3拠点を中心としたグローバル開発体制を整備し、グループ全体の技術リソースを最適に活用することで、開発スピードの向上と顧客ニーズにこたえる製品開発を実現する。また、グローバル共通プロセスの導入により、顧客課題の把握と変化対応力を強化する。

生産

生産拠点の再編を通じて構造改革を推進し、外部パートナーの更なる活用、品質・納期の継続的な改善を図り、コストの最適化および、グローバル生産ネットワークを通じて顧客満足度の向上を実現する。

SCM

SCPのグローバル展開を進め、需給情報の一元管理と需給計画の精度向上を図る。また、物流網の見直しやグローバルでの統制強化により、リードタイムの短縮と在庫の適正化を実現し、顧客満足度の向上と物流網の効率化を実現する。また、グローバル調達機能を強化し、グループ全体の購買機能を連携強化することで、調達プロセスの効率化を図る。これにより、コスト低減に向けたサプライヤーの戦略的な選定と集約に加え、サプライヤ・原材料の統合、さらには間接費含めた最適化を推進する。

品質保証

グローバル品質保証システムを構築・運用し、グループ全体でのクレーム発生率の低減、品質レベルの向上を図り、品質教育活動を通じて、グローバルで人材育成及び品質に対する意識を向上する。

コーポレート人事

「新生IDEC」を支えるグローバル人材を確保・育成し、グループ全体のグローバル事業推進体制を整備する。また人権課題への対応強化し、グローバルでのエンゲージメントの向上を図る。

グローバルファイナンス

グループ全体の経理財務機能の質的向上、効率化を図り、ビジネスの拡大につながる経営資源配分の最適化を推進する。またFP&Aを強化しグローバルに財務戦略のもと企業価値の向上、リスク管理の強化を図る。

経営戦略

経営ビジョンに基づく中期経営計画の策定、達成に向けた経営課題対応、業績向上に向けた改革を推進し企業価値向上を実現する。また、持続的な成長を実現するためにIDECグループ全体のガバナンス・コンプライアンス体制を強化する。

『The IDEC Way』と 行動基準

私たちは、「人と機械の最適環境を創造し、世界中の人々の安全・安心・ウェルビーイングを実現する」というPurposeを掲げ、真のグローバル企業をめざしていくための理念として『The IDEC Way』を制定しています。このCode of Conductは、『The IDEC Way』で定める私たちのVision/ Mission/ Core Valuesを実現するために、私たちが守るべき行動の指針を示すものです。私たちは信義誠実な企業であるために、IDECグループのメンバーの一員として、このCode of Conductを遵守し、実践します。

The IDEC Way

Vision … 私たちが目指す未来

Pioneer the new norm for a safer and sustainable world.

いつも、ずっと、みんなに新しい安心を。

ものづくりの未来と新たな可能性を創造し、明日の「当たり前」となる、新しいスタンダードの開拓者となります。そして、全ての人々に幸福と安心をもたらす、より安全で持続可能な社会の実現を目指します。

Mission … 私たちの存在意義・使命

To create the optimum environment for humans and machines.

人と機械の最適環境を創造。

人と機械の接点となるインターフェイスにおいて、使いやすさと安心を追求した製品やサービスを提供することで、新たな価値を創造し、社会課題の解決に貢献します。産業現場から日常生活まで幅広いシーンで、安全性、操作性、信頼性、環境負荷軽減など、多様なお客さまのニーズにお応えします。

Core Values … 私たちが共有すべき価値観



Harmony 和

ビジョン実現のために、全てのステークホルダーと協調する。



Passion 情熱

常に情熱と誇りを持って、楽しく最高のパフォーマンスを追求する。



Innovation 革新

お互いの個性を活かし、失敗を恐れず挑戦することで、進化し続ける。



Integrity 誠実

何事にも真摯に向き合い、誠実・公正に行動することで、信頼される存在であり続ける。



Commitment 実践

オーナーシップを持ち、スピーディーかつ効率的にそれぞれの役割を遂行する。

Management with
Respect for Humanity
人間尊重経営

行動基準

Code of Conduct

適用範囲



このCode of Conductは、IDECグループ（IDEC株式会社とAPEMグループを含むその子会社・関連会社）の取締役、役員、従業員、派遣社員、契約社員などのIDECグループの一員として働くすべての人に適用されます。このCode of Conductにおける「私たち」とは、IDECグループの一員として働くすべての人と解釈されます。

私たちは、このCode of Conductを理解し、遵守する責任を負います。このCode of Conductは私たちが従うべき基本的な姿勢を定めています。すべての分野に言及されているわけではありませんが、その場合は『The IDEC Way』の考え方に則り、誠実に業務を遂行することが求められます。

現地の法令がこのCode of Conductよりも厳しい場合は、現地の法令を遵守しなければなりません。このCode of Conductおよび適用される法令に違反する場合、懲戒処分、罰金、罰則、解雇につながる可能性があります。

IDECグループは、IDECグループの代理人、コンサルタント、請負業者、サプライヤーに対しても、このCode of Conductを遵守いただくよう求めます。

参照法令

私たちは、すべての状況において誠実に行動し、フランスのサパン2法（Loi Sapin II）、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）、および英国の贈収賄防止法（UK Bribery Act）をはじめとする、事業を展開する各国・地域において適用される腐敗防止や贈収賄防止に関する法令を遵守することを決意します。

人権尊重と 労働環境

■ 国際的規範・原則の支持表明

私たちは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」と、その中で言及されている「国際人権章典」ならびに国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に加え「子どもの権利とビジネス原則」をはじめとした人権に関する国際的な規範・原則を支持し、人権尊重に取り組みます。

■ 差別・ハラスメントの禁止

私たちは、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族、国籍または社会的出自、言語、心身の障がいまたは疾病の有無、妊娠、宗教、所属組合、政治的およびその他の意見、雇用形態、軍歴、遺伝情報、婚姻歴、家族構成または法令によって保護されているその他の特性に対するあらゆる差別、報復、脅迫、ハラスメントなどの個人の尊厳や人間性を損なう行為を行いません。

■ サプライチェーンでの人権の取り組み

私たちは、バリューチェーン上で発生する可能性のある人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減を図るとともに、その実効性を継続的に追跡・評価して人権尊重に関する取り組みを改善します。サプライヤーを含むすべてのステークホルダーに対しても、私たちの人権尊重に関する考えを理解・支持していただけるよう働きかけます。

■ 強制労働・児童労働・人身取引禁止

私たちは、事業活動およびサプライチェーンにおける人の意思に反した強制労働、児童労働、奴隷労働、人身取引、人身売買の使用を認めず、これらに関する行為を一切行いません。

人権尊重と 労働環境

■ 労働時間の適正化

私たちは、緊急時や非常時などの特別な事情がある場合を除き、雇用される国の法律で定める最大労働時間、または適用される法律がない場合には時間外労働を含み週60時間を超えて労働してはならず、過度な労働時間にならないよう適正化を図り、健全な雇用・労働の実践に努めます。

■ 自己啓発の推奨

私たちは、互いの人間性を尊重して目標に挑戦する意欲をもって自己研鑽に努め、会社はそのような行為に対して積極的に援助をするよう努めます。

■ 労働者の権利保護

私たちは、社員が労働条件について経営層と協議や交渉を行うために労働組合を結成または加入する権利、および団体交渉に参加する権利を尊重します。これらの権利を行使したことを理由とする差別、報復、脅迫、ハラスメントなどの不当な扱いは許容しません。

■ 適正賃金・報酬

IDECグループに属する社員に支払われる賃金は、生活賃金を考慮しつつ、最低賃金、時間外労働、法的手当に関連する法令を遵守し、実施した業務に対する正確な報酬を確認できる情報が記載された給与明細書が提供されたうえで適切に支払われます。

■ ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

私たちは、社員一人ひとりの個性、考え方、価値観を尊重し、様々なバックグラウンドを持つ人材が活躍できる企業文化や職場環境を構築します。

■ 安全衛生環境

私たちは、労働衛生管理を徹底し、労働災害の防止や健康維持増進活動に取り組み、安全で快適な職場環境を実現します。

自然環境 の保全

■ 環境経営と環境マネジメントシステム

私たちは、環境マネジメントシステムを運用し、経営幹部のコミットメントのもと、環境経営を実践します。その中で、環境教育を通じた従業員の環境意識向上を図り、サプライヤー、顧客とともに環境課題の解決に取り組みます。

■ 循環型社会の実現

私たちは、循環型社会の実現に向け、次のことに取り組みます。

- ・ エネルギーや原材料の削減と再生可能な資源の活用
- ・ 水資源の有効活用
- ・ 廃棄物の削減とリサイクル
- ・ 化学物質の適正管理と環境汚染の未然防止
- ・ オゾン層破壊物質等の大気への排出防止

■ 法令遵守

私たちは、事業活動に関連する環境法令・条例・協定および、国際的な環境規範やCSR規範を遵守し、社会的責任を果たします。また、必要とされる許可、認証等を取得し維持します。

■ 環境に配慮した製品・サービスの提供

私たちは、原材料調達から製品の使用・廃棄までのライフサイクル全体で環境に配慮したより良い製品・サービスを社会に提供するために、製品の設計・開発段階から、製造工程や物流、梱包資材に至るまで、環境負荷低減に努めます。長期的な環境の持続可能性よりも短期的な利益を優先させません。

自然環境 の保全

■ 温室効果ガス排出量の削減

私たちは、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーや次世代エネルギーの導入、低炭素技術の活用に加え、バリューチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減を図り、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指します。

■ コミュニケーションと情報開示

私たちは、社員、顧客、投資家、取引先、事業活動に関連する地域社会など多様なステークホルダーとの対話を重視するとともに、国際的な開示基準などに則った積極的な情報開示を行います。私たちは、根拠もなく、あたかも環境に良さそうに見せかけるグリーンウォッシュや誤解を招く表現や虚偽を含む環境関連情報の開示を行いません。

■ 自然との共生

私たちは、自然と共生する社会の実現のため、事業活動における生物多様性への依存・影響を評価し、地域の生態系への配慮を行い、バリューチェーン全体での負の影響を低減します。

■ 有害物質や廃棄物の適正管理

私たちは、有害物質の放出を未然に防ぐため、厳格な管理体制と手順を導入しており、すべての廃棄物については関連法令および環境基準に則って適切に処理しています。

社会・ステークホルダーとの共生

■ 利益還元の安定

私たちは、株主様に安定した利益還元を継続して行うため、IDECグループの資産を守り、または最善の利益を常に意識して効率的に行動します。

■ 説明責任、経営の透明性、ステークホルダーと対話

私たちは、事業活動に関する情報を、適切な時期に適正な方法により開示し、事業活動の公正性と透明性を維持し企業の説明責任を果たすとともに、サプライヤーを含むビジネスパートナー、顧客、株主、投資家などすべてのステークホルダーとの建設的な対話を促進し、長期的な信頼関係の構築に努めます。

■ 地域社会の尊重

私たちは、地域社会を尊重し、事業活動を行う中で、地域社会が抱える課題と一緒に向き合い、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献します。

■ 社会貢献への取り組み

私たちは、地域社会の一住民として、広くは地球社会の中の一市民として、積極的に社会貢献活動及びその支援に取り組みます。

財産と情報 の管理

■ 情報セキュリティ、個人情報の保護

私たちは、情報セキュリティリスクの低減のため適切な管理体制を構築するとともに、万一情報セキュリティリスクが顕在化した場合の対応プロセスを整備します。また、特に個人情報については、適用される法令に従い、当社とかわりを持つすべての個人情報について厳重な管理を行い、漏洩や不適切な使用等の行為及びそれらに起因する差別等の行為を一切行いません。

■ 資産の横領・着服の禁止

私たちは、会社の財産を適切に管理し、着服や私的流用等の行為を行いません。

■ 適正な会計

私たちは、会計に関する法令や基準を遵守し、正しい会計処理と透明性のある会計報告を行います。

■ インサイダー取引の禁止

私たちは、職務や取引において知り得た未公開の情報を利用して、株式売買等の有価証券に関する違法な取引は行いません。また、それらの情報を利用して第三者への利益提供または便宜供与を行いません。

企業倫理の 遵守/ 公正な 事業活動

■ 自由競争

私たちは、営業活動において公正かつ自由な競争を行います。

■ 優越的地位の濫用禁止

私たちは、資材等の購入先・協力先には、公平かつ平等な態度で接し、また、適切な方法及び評価基準をもって購入先・協力先を選定します。優越的な地位を利用して資材等の購入先・協力先を不当に取り扱うようなことはしません。全ての購入先・協力先に対して、労働・安全衛生・環境・倫理・製品安全・管理体制に関して、私たちと同じ基本姿勢を求めます。

■ 品質向上、Well-being

私たちは、人々の安全・安心・ウェルビーイングを実現するための製品・ソリューションを提供し、社会課題の解決に貢献します。また、品質に対する責任感を持って、互いに連携・協調を保ち、一致協力して品質の向上に努めます。

■ 輸出入法令遵守

私たちは、国際的な平和と安全の維持のため、製品・技術・役務等の輸出入取引について、関係法令による規制を守り、所定の手続きに従います。

■ 競争法の遵守

私たちは、事業活動を行う国・地域に適用される独占禁止、公正競争、公正取引に関する法令・規則等を遵守し、入札談合・同業他社との競争制限的な取り決め・取引先の販売価格の拘束等、誠実さの欠けた法令に違反する行為及び社会倫理に反する行為、個人の利益と会社の利益が相反する行為は行いません。

企業倫理の 遵守/ 公正な 事業活動

■ 知的財産権の尊重

私たちは、知的財産に関する法令を遵守するとともに、第三者の知的財産権を尊重し、他者権利の侵害は行いません。

■ 腐敗行為、贈収賄、利益供与の禁止

私たちは、取引先、地域、行政、政府等との健全な関係を維持し、汚職や贈収賄などの腐敗行為を、積極的か受動的か、または直接的か間接的かを問わず一切行わず、許容しません。

腐敗行為とは、贈収賄、利益相反、詐欺、資金洗浄（マネーロンダリング）、恐喝および横領などの行為を含み、現金、寄附、贈答品、接待、ビジネスの機会、雇用、サービスなどのあらゆる形態によって行われます。以下はIDECグループが禁止する腐敗行為の例ですが、これに限らず、あらゆる腐敗行為を禁止します。

- × ビジネスの機会の維持または獲得を目的として、賄賂の支払いや贈り物、接待を行うこと。
- × 資金洗浄が疑われる取引に関与する、またはこれを隠蔽すること。
- × 適切な承認者による承認を受けずに支払いを行うこと。
- × 自分自身または親族の利益のために、IDECグループの機密情報を使用または共有すること。

■ 反社会的勢力の排除

私たちは、反社会的勢力との取引だけでなく、関係を持つような行為を一切行いません。

■ 適正な表示・広告

私たちは、宣伝・広告その他の営業活動において、製品・サービスの正確かつ適切な情報提供を行います。虚偽や誤解を招く表現、誹謗・中傷、社会的差別につながる表現は使用しません。

IDEC Hotline 内部通報 制度

IDECグループでは、コンプライアンスおよびリスクマネジメント体制の強化を目的として、社内外に相談・通報窓口を設置しています。

当社は、法令、社内規程、企業倫理の違反を防止するための体制を整備しており、問題の早期発見および効果的な解決を図るための仕組みを構築しています。その一環として、違反行為を匿名で報告できる内部通報制度を運用しています。報告可能な事項、連絡先、制度の詳細については、IDECグループ内の対象従業員に対して適切に周知しています。

本制度では、善意に基づき通報を行った通報者が、いかなる不利益な取り扱いも受けることのないよう保護しています。リスクマネジメント委員会は、制度の運用状況および有効性について定期的に監視を行っています。

当社は、相談者および通報者の個人情報ならびに相談内容について、必要な関係者以外には開示いたしません。また、相談・通報・調査協力を行ったことを理由として、相談者、通報者、調査協力者に対して不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

